



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

これ以上、死亡災害を発生させない！

令和6年の登米・栗原における労働災害による被災者数（休業4日以上）は、令和6年4月末日現在、全産業で43人です。これは、**前年比8人の減（-15.7%）であり、転倒災害が大幅に減少（令和5年1月～4月：24件 令和6年1月～4月：6件）していることが要因であると考えられます。**転倒災害の増減は気象状況に左右されるところがありますが、それだけではなく、皆様の対策が減少に結びついているものと思われます（ありがとうございます）。

宮城県全体においても被災者数は減少しています。宮城県全体を見ますと、昨年に比して死亡事故が大幅に減少しており、良い傾向にあります。が、**死亡者3名のうち2名が瀬峰署管内の事案ですので、瀬峰署としては憂慮すべき状況であると言わざるを得ません。**なお、死亡災害は、すべて林業で発生しています。林業を主たる事業としているのか否かにかかわらず、伐木作業を行う場合には安全対策を十分に講じていただきたいと思います。

令和6年における休業4日以上の労働災害発生状況（令和6年4月末日現在：5月8日速報値）
新型コロナウイルス感染症を除く

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
休業4日以上	51	43	648	630
死亡	0	2	7	3

令和6年度全国安全週間



今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

今年のスローガンは、

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

です。転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にありますので、安全週間を機に安全について改めて考えていただきますようお願いいたします。

期間：7月1日から7月7日まで（準備期間：6月1日から6月30日まで）

裏面に続く→

令和6年度 労働保険年度更新



労働保険の年度更新の時期（今年は、**6月3日（月）**から**7月10日（水）**までの間）となりました。

労働保険の年度更新に関するお問い合わせは コールセンターへ

<お問い合わせ先 電話番号>



0120-405-082

※電話番号の掛け間違いにご注意下さい。

◆開設期間：令和6年5月30日（木）～7月19日（金）

◆受付時間：9時～17時（土日祝日を除く）

※IP電話・携帯電話からもご利用になれます。（通話料無料）

<お問い合わせの際の注意>

- IP電話については、契約内容によって利用できない場合がございます。
- 年度更新開始日及び締切日の前後は、繋がりにくくなる場合がございます。
- 年度更新に関するお問い合わせはコールセンターをご利用ください。（厚生労働省へのお問い合わせはご遠慮ください。）

7月8日（月）、9（火）、10日（水）に瀬峰署内に年度更新のための臨時窓口を設ける予定とありますが、混み合うことが予想されます。**早めの手続きをお願いします。**

賃金引上げに関する支援のお知らせ

「物価上昇への対応」、「人材の確保」、「労働者のモチベーションの向上」といった複数の観点から賃金の引上げを推し進める流れが生じており、政府、省庁が横断的にこれを後押しする施策を講じております。以下に支援策の一部をお示しします。また、**厚生労働省においては、賃金引き上げ特設ページを設けております**ので参考にしてください。

1. 賃金引上げに関する支援

<p>① 業務改善助成金</p> <p>問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p> <p>事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。</p>	<p>業務改善助成金</p> <p>検索</p> 
<p>② キャリアアップ助成金</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。</p>	<p>キャリアアップ助成金</p> <p>検索</p> 
<p>③ 中小企業向け賃上げ促進税制</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター</p> <p>青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。</p>	<p>賃上げ促進税制</p> <p>検索</p> 
<p>④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）</p> <p>問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505</p> <p>事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。</p>	<p>働き方改革推進支援資金</p> <p>検索</p> 

